

第 71 回 焼津みなとまつり出店に関する注意事項

1 搬入・搬出・駐車場

- (1) 焼津みなとまつり開催時間中は会場内の車での移動はできません。来場者の安全を確保するため搬入・搬出時間を厳守をお願いします。また、会場内は準備等のため多くの人の往来がありますので十分運転にはご注意ください。なお、イベント終了後、規制解除までの間に会場入り口で片付けのために車両の進入を待つことはおやめください。他の車の往来を阻害し危険です。

(搬入：7:00～8:45、搬出：15:30 以降)

- (2) 前日搬入は禁止です。
 - ・実行委員会として夜間警備を行いません。
 - ・事故・火災等が発生し、近隣住民へのご迷惑がかかる場合も考えられます。
- (3) 搬入経路については、出店場所・会場レイアウトが決定後、ご案内します。[3 月下旬]
- (4) 駐車場は、(2 台目以降) 指定場所に駐車していただきます。決定後、ご案内します。[3 月下旬]

2 出店

- (1) 販売開始は 9:30 となります。
- (2) バックヤード(店舗裏側)で、材料等を積み上げる出店者が多々見られます(通路を封鎖してしまい歩行者の通行を阻害する状況になっています)。資材はできるだけ、テント内に収めるようにしてください。特に、岸壁沿いには資材を置かないようにしてください。緊急車両の通行の妨げになります。
- (3) イベント開催当日は天候にもよりますが比較的暖かい時季であります。食品を扱う出店者は、手指等の洗浄・消毒の徹底、確実な加熱調理等、食品衛生の確保に関して細心の注意を払うなど衛生管理の徹底をお願いします。
- (4) 小動物の販売については金魚のみ認めます。
- (5) 展示・販売する商品については各出店者が管理し、自身で保険(損保・製造物責任等)に加入して下さい。
- (6) 「食品販売」する場合、調理等及び手洗いなど衛生上に必要な水は各自ご用意ください。
- (7) チラシ・試供品等の配布を目的に出店する場合は歩行者通路では行わないで下さい。
- (8) 試食を行う場合は、その内容を記載して下さい。
- (9) 出店料他の振込みは、出店決定後に当方の指定する期日までにお願いします。

3 会場清掃

- (1) 「来た時よりも美しく」の精神で、店舗内のみならず、自分の店の前、店舗後ろについても清掃してお帰り下さい。
- (2) 会場は風が強い場合があります。特に包装資材・容器等が風に飛ばされないように注意して下さい。

4 火気取扱い

- (1) 火気取り扱いをする店舗については、「火気取り扱い出店の皆様へ」(別紙)に記載されている注意事項を必ず守ってください。当日の消火器の準備も確実にお願いします。
- (2) 当日、消火器が設置されていないことが判明した場合には、その場で出店をとりやめていただきますので予めご承知おきください。その際、出店料の払い戻しもいたしません。

5 その他

- (1) 営業中止については、実行委員会の指示に従って下さい。
- (2) 事故(火災、爆発等)発生時の初期対応(消火、手当て、通報)についてご協力下さい。
- (3) 救急車、消防車等の進入がある場合は、指示に従うとともにそれら車輛の進入にご協力下さい。
- (4) 焼津みなとまつり実行委員会(または、会場設営業者)から借用した物については、必ず返却すること。破損した場合は、弁償していただきます。
- (5) 地震・津波等の警報又は発生した時は、貴重品のみ持ち、当実行委員会の指示に従い、速やかに避難して下さい。
- (6) ゴミ(お客様が出したのものも含)の回収、持ち帰りを徹底してください。当日はゴミ袋をご用意下さい。
- (7) 喫煙については指定した場所以外ではおやめください。

6 中止判断

- (1) まつり開催前、もしくはまつり当日、まつり開催中に強風、荒天、地震情報等発表時等により安全が確保できない（または確保できない可能性がある、**あるいは会場準備を行えない**）場合にはやむを得ず中止する場合があります。※下記参照「中止基準」
- (2) 開催前から場面毎で判断を行いますが、当日の判断は午前 6:00 の天候・予報で判断します。
- (3) 中止となっても出店料（備品等含む）は返金いたしません。
- (4) 中止した場合は、焼津商工会議所 HP へ掲載いたします。

中止基準

1 天候、天災関係による中止

	まつり当日・午前 6:00 以前	まつり当日・午前 6:00 以降
ただちに中止する場合	・震度 4 以上の地震が発生し、且つ市内に大きな被害が生じ、会場をはじめとする市内の公共や民間施設の被害復旧までに相当の時間が必要とされる場合 ・「南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した旨の臨時情報」又は、「南海トラフ沿いの大規模な地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された旨の情報」が発表された場合。	・震度 4 以上の地震が発生し、且つ市内に大きな被害が生じ、会場をはじめとする市内の公共や民間施設の被害復旧までに相当の時間が必要とされる場合 ・「南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した旨の臨時情報」又は、「南海トラフ沿いの大規模な地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された旨の情報」が発表された場合。
	津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されている場合及び、発表された場合	
	台風の進路が高い確率で、会場付近を通過することが想定される場合	
	下記の防災気象情報が発表されている場合 ・特別警報 ・大雨警報 ・洪水警報 ・波浪警報 ・暴風警報 ・高潮警報 ※テントの強度の関係から本部判断は≧10m/秒 または強風注意報	下記の防災気象情報が発表された場合 ・特別警報 ・大雨警報 ・洪水警報 ・波浪警報 ・暴風警報 ・高潮警報 ※テントの強度の関係から本部判断は≧10m/秒 または強風注意報
	関係機関（海上保安部、警察、消防本部等）から中止の指示があったとき	

※中止を判断した場合は、焼津商工会議所の HP の「イベント・セミナー情報」に掲載します。

2 火災・爆発等の事故による中止

開催時間内で火災又は爆発等が発生し、負傷者が出た場合及び事故が拡大する恐れがある場合は、全てのイベントを一時中止し、負傷者の保護・看護、来場者の避難を最優先する。警察・消防による原因調査等に協力する。

※中止の決定については、情報の確認がとれ次第、委員長、事務局及び市行政と速やかに協議し決定する。